

上社領不可有相違之狀如件。

貞治四年八月一日

(足利義詮)
權大納言 在判

當社別當僧正御房

正平廿一年

丙午

紀元二〇二六

貞治五年

京都

二月四日。長木工左衛門入道珠阿の後家法信、その孫女に、羽咋郡土田上村の地頭職を讓與す。

【天野文書】

五二八

ゆづりわたすのとのくにつちだのかみむらちとうしきの事。みぎのところは、しゆあがゆづりにまかせて、こ太郎(季信)すゑのぶにゆづるべきところに、すゑのぶかぐらおか(御合歌)のごかんせんに、御しよの御まへにて、ふしともにうちじにし候あいだ、すゑのぶがむすめせんじゆ御せんに、だいん(父子)の御くだしぶみ、てつぎのせうもんおあいそへて、ゑいたいゆづり候。たのさまたげあるまじく候によて、ごにちのためにゆづりじようくだんのごとし。

ぢやうぢ五ねん二月四日

(法信)
あまほうしん 在判

ぢやうもくざへもんのごけ

(文和二年六月二日の條参照。また太郎すゑのぶは同じ條に七郎季信とせり。)

六月廿五日。鳳至郡來迎寺の僧有海、虎法師丸に寺田壹段を讓與す。

【來迎寺文書】 鳳至郡

五二九

讓渡 穴水郷來迎寺田之事

合壹段者在所障村、坪ハ平野 樂入道各之内也

右件田者、虎法師丸に永代讓渡處實也。於彼田者、爲御影井面々先亡後滅御聖靈之御、毎年二季之彼岸於來迎寺供僧、爲法華經一部讀誦之僧曆所是之也。守此旨可勤仕、虎法師丸於知行者不可有他之妨候。仍讓狀如件。

貞治五年丙午六月廿五日

穴水來迎寺住 有海 在判

(本文書署名の上に穴水來迎寺住と記したるは異體

なり。

八月十一日。後光嚴院、天台座主入道尊道親王をして、近江延曆寺中堂關所に山城臨川寺領加賀郡大野莊の年貢抑留を停めしめ給ふ。

【臨川寺重書案文】 山城

五三〇

臨川寺領加賀郡大野莊年貢運送事、申狀副具如此。可止其煩之由、可有御下知山門之旨、天氣所候也。以此旨可令申入座主宮給。仍執達如件。

貞治五年八月十一日

(安房號行想)
左京大夫

謹上 大納言法印御房

(本年九月五日の條参照。)

九月五日。足利義詮、近江延曆寺中堂關所をして、山城臨川寺領加賀郡大野莊の年貢を勘過せしむ。

【臨川寺重書案文】 山城

五三一

臨川寺領加賀郡大野莊公米運上事、押置坂本中堂關云々。

正平廿一年(貞治五年)

太招其答歟。不日可令勘過。若尙及異儀者、可有殊沙汰之狀如件。

貞治五年九月五日

(足利義詮)
在判

山門中堂關所

九月廿四日。幕府、加賀守護富樫昌家をして、進士爲行に、能美郡山下郷比樂村の地頭職を交付せしむ。

【猪熊文書】 山城

五三二

加賀山下郷内比樂村地頭職細川刑部大輔入道跡。事、任今月廿二日御下文、可被沙汰付進士太郎左衛門尉爲行之狀、依仰執達如件。

貞治五年九月廿四日

(吉良滿實)
左兵衛佐 在判

富樫竹童殿

(山下郷比樂村は今石川郡に屬し、平加と稱す。)

十月廿八日。鳳至郡總持寺、峨山紹碩の遺物を門下に頒つ。